

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>1 デジタル化ではなく、住民本位の地方自治の実現を（60分）</p> <p>地方自治のデジタル化の動きが加速している。政府は、2020年12月25日、「デジタル化社会の実現に向けた改革の基本方針」（以下「基本方針」）を公表した。</p> <p>菅政権は、基本方針に基づき、2021年2月9日、通常国会に「デジタル改革」関連法案を提出した。法案は、「デジタル庁設置法案」など6法案で構成される。「デジタル庁設置法案」ではデジタル庁のトップに首相をすえ、多数の民間企業の社員の登用がねらわれており、自治体の意思決定が民間企業の利益を図るものにゆがめられるおそれがある。また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」では国による行政システムの標準化が推し進められようとしており、自治体独自のサービスが困難となるおそれがある。加えて、「デジタル社会形成関連整備法案」には個人情報関係3法の統合や自治体の個人情報保護制度に対する全国的な共通ルールの制定などが盛り込まれている。条例によって独自に構築された個人情報を保護するルールが国によって統一され、保護規制が緩和されるおそれがある。また、デジタル庁が集約した情報が警察と共有されるなど権力による監視社会化も懸念される。</p> <p>他方、2020年5月27日に成立した「スーパーシティ法」が掲げるスーパーシティ構想は、AIやビッグデータを活用して複数の産業で「丸ごと未来都市」を実現するというものであり、住民個人の行政情報や医療、住民の移動情報、商品の購買歴といった生活全般に及ぶ膨大な個人情報を民間業者が収集できるということになる。</p> <p>政府が進める地方行政のデジタル化の真のねらいは、住民の個人情報を保護する規制を緩和し、個人情報を権力による監視と民間企業による利益追求に利用することにある。</p> <p>政府が基本方針を公表した2020年12月25日、総務省は「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（以下DX推進計画という）を発表した。</p> <p>DX推進計画は、行政手続きのオンライン化をはじめ、住民に身近な行政サービスにかかる一連の業務をICT技術を活用して処理する地方行政のデジタル化を目指し、窓口業務など、さまざまな行政分野においてAIの最大限の活用を掲げている。しかし、実際にはデジタル化に対応できない高齢者や低所得者層が十分な行政サービスを受けられなくなるなど、行政サービスの享受に格差が生まれるおそれがある。また、行政サービスに直結する窓口業務において具体的な住民ごとの事情に合わせて必要なサービスを提供することはAIでは困難である。AIの推進と職員の減少が表裏一体で進めば、住民サービスは著しく低下する。保健所と保健師の削減が、行政サービスの著しい低下を招き、住民の命と健康を脅かすものであったことはコロナ禍で明らかとなった。AI推進と一体化した職員削減は、災害や感染症のリスクが高まる現代社会においては、いざという時に必要な行政サービスを提供する体制そのものの破壊を意味する。</p> <p>住民本位の地方自治の観点を欠落させた政府の地方行政のデジタル化に未来はない。</p> <p>以上の文章は、『季刊・自治と分権No.83』の巻頭随想として弁護士山口 真美（なおみ）氏が寄稿した全文です。私の今回の一般質問のテーマの根底にある問題意識をそっくり表現するものとして引用させていただきました。</p>	市長

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>デジタル技術はあくまでも人が使うためのものであって、人に置き換えるためのものであってはなりません。住民に寄り添う住民本位の地方自治は、人である住民が主体となり、人である自治体職員とともに実現していくものと考えます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、私たちの社会は公助が真っ先に出動しなければ成立しなくなっていることを露呈しました。</p> <p>つい一年半前に成立した菅政権は、国会での就任演説で「自助、共助、公助」と、国民に対して自助、自己責任を説き、「国民のためになる政治」を行うと表明しました。</p> <p>地方自治体は、その本旨として住民の福祉向上を担う責務を持っております。最も弱いものを極度の困窮に陥れるコロナ禍の現状をみれば、地方自治体がとるべき施策を検討する上で切実な意味をもっています。</p> <p>本年の通常国会でいわゆるデジタル改革関連法が成立しました。6本の法律で構成され、地方自治体に重大な影響を及ぼすものと考えます。</p> <p>このような状況下で、鶴ヶ島市が市民福祉向上を果たす上で市役所業務に適用されるデジタル化をどのように生かすのか、またそのことが職員の定員管理に及ぼす影響をどう予測しようとしているのか質問します。</p> <p>(1) 地方行政改革から第1次定員管理計画までの定員管理について</p> <p>ア それぞれの時期の公務員職員数をめぐる世情は。また、なぜ定員削減だったのか。</p> <p>イ 正規職員数は、平成9年の488人から令和3年の377人へと削減し続けたがこの間の業務量の趨勢は。また、主にどの分野の業務が増えたのか。</p> <p>ウ 定数削減によって業務遂行に支障は起きなかったのか。</p> <p>エ 非常勤職員（会計年度任用職員）、PFI、指定管理者制度、民間委託等と定員管理との関係は。</p> <p>オ 「『正規職員数の適正化』は進んだ」との認識だが、何に対して「適正」なのか。</p> <p>カ これまでの定員管理遂行から見えた課題について</p> <p>(2) 定員管理の今後とデジタル化</p> <p>ア 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律は、クラウド・サービスを利用しての情報システムの共同化のために地方自治体に対して情報システムの標準化を定めたが、鶴ヶ島市は標準化・共同化にどう対応する方針か。</p> <p>イ デジタル化に関する業務は職員を主体に遂行するのか。</p> <p>ウ 自治体戦略2040構想研究会の第2次報告では、従来の半分の職員でも本来の機能を維持できる仕組みが必要とされているが、どう考えるのか。</p> <p>エ 同じく、AI・ロボティクスが処理できる事務作業は、すべて自動処理するスマート自治体への転換が必要とされているが、可能か。</p> <p>オ 今後、行政需要が増大すると予測しているが、デジタル化による合理化は前提としながらも定員増が求められるのではないか。</p>	